基盛朝臣鷹狩記

093.1
2006
年
月
日
佛教大学図書館
2005495611

陽明文庫

丹鶴叢書　癸丑帙

従五位下行土佐守源朝臣忠夬輯刻

基盛朝臣鷹狩記

鷹狩のまゝにそこらくもゐをたづねんとなにはのゆめぢをふみそらかさあつむるをはさらめて記のことそれはうゐ毋在紀の人これをみて弱をもてそこむすゝ毋と後のこむをもてこのまをもみよりて粗をもまへそんするをもてもつはぼ但をもて人もをれをもやあるを毋節月かをちるをもとを事水をよ

とてこれをかさねられ候ハ、沼津も高きを行く者の為も
猶乱をこそ拵へ給をいとうあるべきの事を一所にて
付置さるべきとこそ列ふ所なれ其箇月のうち
ところ〻朱をくゝ点をしられて
一狩の作法を行者の御狩をあるべきるも上古より
殺生禁断ことに法師よりあるべきこれを鷹狩をかや
狩ことの者よりおきてたるべきこれもその子細あるべき
人も狩〻公方様の御使の付彼保之年十月廿四日
清家卿の別当あるべきの使いてる大井河の道遥
あるべき其後ときどきいまゝのとき日記も性あるべ

但宇多院御使をさゝ勢おかせ給しのち醍醐天
皇北野宇昌泰のころ宇多院宮瀧の法華会にて
あるべき京より清馬よめさせ給ゆしきこえあるも
そのころ小野宮大納言大臣まゝ供奉をゝ場合
きり其時のこれ天神と紀長谷雄と日記をゝ給
たまへ乗物ゝ給ゝ文殊ゝ人ゝ給ゝ
より大和國の名所をゝ宇多野ゝ給ゝ
みゝ供奉人ゝ歌ゝ給ゝ
津国布引の滝を清覧をゝ京ゝ
十二日ゝ還御あるべきの物場乃本

よくあるゑ(?)れともはのみの御鷹つかうまつりやまてくる(?)
しきこと也けり宇多野交野ゐ(?)な家なともて狩場
とするなり行幸の跡なるゆゑなりむかしは京都(?)
たつときは宮(?)女郎(?)にて清猟場なるゆゑなりて清鷹
飼とゝ（本ノ）当時よりてもあまたの猟その近衛の舎人なんと随身
宇多野に二人交野に二人あまた中職とて其所にもいまも
住みあることなれとは当時までも随身ともに胡(?)思(?)
しかはこれやさて六人の清鷹飼日次の供御にそなへて
一月に六人めしつゝ六日の鳥狩まゐらする六斗貝(?)代
[illegible]ゆゑに赤口なり人別に四羽清くる(?)鷹狩やまう(?)

基盛記

ちかころはこゝまでもたえて清鷹飼とも皆すたれて鷹
飼といふものに御鷹狩をおほせて鷹をはなちて勢す(?)
供御をさへとゞめらるゝなりさて清御鷹をおきてゝは鷹
飼ともはゆるしく日次の供御をまゐらする時にも鷹狩
すゑ犬を引て大路をもちゆくいつくの御荘よりもまゐる
をもちゆく毎日(?)つるものあまたにてたくへて(?)こゝの鷹狩するなれは
野のまゝも馬にのりて鷹狩つかふ小(?)助鷹飼を具せる
なりさては野にいつるま(?)狩もすゑさす野とて(?)
もてるおほしまゐらせぬことなく鷹狩もあまたせ鳥とも
からめさせなんとするにも犬飼と同様にめしゐまへや(?)

所行のときは侍ふの角はそらハうさるもあるまい
きて主上の侍臣なるさ物おそ〜まんさきさきむ
きめも侍臣ゆめさまんしるしも物を申てさるおそ
されて角はまくも侍ふの方の角はそらハとうて
なつ拾なら侍ふの侍臣を張こと者の物者まて
侍者へ二ち侍臣へ二ち侍ふを物の物者ハ
侍者ハ侍ふ〜た去の様さまふそうる侍臣乃
きものるまもはふの者てまんおの〜てさまへ
うちてきちこれてるふたつ角ふ角や出きの
かいも皮のほふ〜水干はくようちかをしう但方力

基盛記

八島頸のまち水出亭れそ の間の侍ふ兼保の物
者をこれうちかききぬもはを拾ハ出を角ふく
書ふ給なきてさうこともあうむ具ふ志ふ侍
らんたうしも物一近衛の次ねをの舞するうを
冠を懸ふく元やうをんいるくの水干物衣あをこみ
しもふいちのてを承保の物者に角家ん祖春文
頼宗公
様なを文子時右中将舞ふ元さ物大ふのたを列とこの
出家なるまをまことよ物つ〜く出も〜ろさ風情なを
持明院
をれちしく角家ふ舞を の家なれも其ん後
相続〜ここのうちよのまて人もをうさ西園寺公経公入を

いはゝそのかたありけるにや故常盤井入道（実氏公）ことに
鷹をこのみて練（イトヽ）し給へりけるにて氏條自称さき
揚ていひしを耳にきゝしことありけり大臣の大饗
は母屋とひさしの両儀あり母屋の大饗は大臣家にて
よろしくこの世をさまらせて家庭のころもてあつかう
やらむ其年の帖をはまたしらぬたふれいまの代に
はむきしれ儀らる事ぞ母屋の大饗にて鷹をひきける
ことにてぞ大饗ありしくおくしうけるそのすゝくみその切峯
にかなし又内々にものたくらみて本儀にはあらず姿め
まゝあつくさやらむおほしらわかう口傳も才覚もあつへき

やらむきこしまをすおほえぬ知足院関白殿は
手書の法性寺殿宇治左府なとの文なとは後京極
殿とも普賢寺殿ともいふ其外なきなりけさてある鷹こ
とをなるは京極大閤（師実公）ゟてさんあひの様や祖父の禅閤
鷹はなむしとて文ハ小水干（本ノ）きて鷹をしんとしまされ給ま
ハ禅閤雁鳥なとて何鷹をつかひしとおほえて出
法まゝらまゐらす小鷹をつかひおはしけしあるさ
ましきに大鷹をはたし対面手をとるや袴きて日
侍所の侍宜の御腰舎人なときよみの衣手をみてとり
てきをきゝつきなきて小たかうまは秋よて狩のつ夜

つゝ女郎花のすゝしのきぬと肩ぬきさけてはつゝく
きぬのはしをこれをむすひあはせてこの掛は何よ
りもあやしきいふ様なるものなりて袖をと
ちひさき様なるものにてあはせたるひたゝれなりて袖を
うしろへはねて又ひろし近江入道の常刀を差つ入道
とかひしものあるも　安房守貞なりと云さうれし名人にてありけるの
生物うひあるも蚰蜒とうむしまてもかけしそのなり
むねとらて云双の鷹をも其手にい郎左衛門尉成吉と云
しをのあつかしの鶴合せしよりてもさやうなる鷹の大緒を
とりて左の袖に襷をかけさうさ大緒の二すちを後へ

基盛記

かく袖をゆひあはせもろつきに結ひその結目を
右の肩のうへにかけうしろみさゝへこしまされし袖をたり
脇の下の少前へまはしたるやうなる也結目をも右のうへ
おこなふはたゝさて鷹をさしてもむすひおきたる也
も鷹にはゆ□も大緒のさきをなかくさしてもたせ
まゐらせかけておけよ我あしつきを我つかんとして
くわのさきの附鷹つゝしきるは手もさやうにさせしも
鶴小鷹をはすへてむねには徼といふされともそれ長
もみしかくも人のへにはなれぬ丈の徼の肉によひうけ
鶴をも鷹とさなれとも徼のうちにそてとけまれ行かぬ人

さ言つてさ我を緞のもつ我をつるふてこまを我緞をうけ
けこ名付り鎌緞のもつさハ手こ掌のうちにあるもの
ナまをうさほこ但小島ヨ合て狩こうこる寂
面こ緞さ手れを竹よもやこよもつここ
る我もみ手ゆる緞をさこさ一放こあをつる
はこ知を鷂狩ハ下をハおこあこ小鷹狩こ
ふ手こ知のこさ一相ほこえこさんをるかここ
若鷹こはをこのここをこここ
ハ大鷹狩ここせこは大鷹同一こ字をを鷹狩
書ふてをまを狩手一筆ふをつたりせこを

基盛記

なるこさ我を狩なり大鷹を狩をこ
うさ手るこされを万事鷹同ふもこなこハ大
鷹我をここ我れを実をを手ハをこ
昌泰のここの事の記を大鷹狩の日記を必鷹
の字を書鷂小鷹狩の記鷂の字を我れを天神也
をせをのここのこれを不こ支仕をこ
別をこ手をたこをこ宮滝の山奉ハ京我北御
の日をこんこるを字をこ小鷹こひこ一ハ左衣を
鳥数を狩頂をここれを方ハ鷹こひハ小る九
十四こ兎一をこ衣の方の鷹飼を小る九十こ一

をとる兎を獲の不敢弱一を小名五ほ〻するゆゑよ
ゆめ〻猪を突まり〻勅諚よあつる中等を其ちと
なり彼時兵部ゆ〻書代をかやうにもちゆ〻さる
よ天神おとふを殺後されを其後承保を書
行幸をのう〻但天神のゆさをとゝろはをれの中幸
ふをあてゝうゆれをの此をのゆ代ゆさまをゆら
む其方紙ををゝられをを絵のすをる入色をゝ小
あゝされを昌泰の記よををゆ不ら明あるよ付く鷹狩
方学の絵よ書ゆをあを鷹狩つゝ時兵をゆをを
代因幡をを言ゆの侯代ゆをあををのゝ昌泰の記よ

も是をんを小鷹狩を秋のものふをさ狩を所の鷹は
鷹狩をゆの秋なを小鷹を秋のもはふをされを現
五大鷹も小鷹も交の外を三本をわつゝ皆つゝ
なりゆのおをさををはしいさをかをむをの樹
小枝をゆ中ゆ中ゆ代をんゆ長のをなのゆ代床
をはゆを中を一本をゆををれゆゝをゆを中を
ゆるゆをを大鷹の狩場のふををを但をゆをつを
因島藤苗をゆ代ゆをゆゝ祢を方殿中の外に
あるをの形を

一鷹狩の中世の時左大臣　時平を　大大臣　菅丞相　左大

のまりふるゝ千刻ハ[illegible]小鷹狩をまつ[illegible]ハ
を大鷹うつ小さのハ廿ちのつを一の巣を付たしをけ
ちゝ勝負をゝ[illegible]ハ鶉一を小るゝ[illegible]ハ雪花ハ
[illegible]ハ[illegible]ハ小島ハ[illegible]
いをんをゝ[illegible]ハ[illegible]
ひををちゝ賞玩をゝ[illegible]
の諸むをひやゝをに伝ある[illegible]
一[illegible]ハ[illegible]　[illegible]
一鷹の裝束のをゝはもゝゝ[illegible]

一あゝ裝束をゝ[illegible]の織物ゝはやゝ
きいろ又ゝ[illegible]をもゝ[illegible]
[illegible]ハ紅乃
[illegible]一寸八分ゝ
一小鷹裝束をゝハのこるゝ[illegible]
なゝ[illegible]の皮をゝ[illegible]角をゝ
一[illegible]の長さ一寸[illegible]
[illegible]
一小皮裝束をゝ[illegible]
[illegible]

一きんかう装束とりつけと云の結て赤革に付おき
れんちやくの沓のうへにてくゝりおきてあるなり
めいくとなれて
一るひ装束といつるきんかうのうへにてくゝり
付く所持するなり長さ法師のごとし但只傳左
衛門結て置革にてある事一紀のいとにてもよし
一かい島装束といつるのいとにて結て結付
るなりすの結たるこのなかなり殿上人のはきて
居る事なるべしは用ひべきなり牛のいとの袴
を結ぶしつらを居る用るなり

赤革なり
一鷹の荷付事
鶴荷　鶉荷　雪花荷 小鷹なり
鷺白　青白　鳳有て
一うつくしひつとたつ　ひくつくはひもとくつくしくさを
もつとるなり
一きくはふくくはを　牛之抵不審雌雄二羽青の名目
於為家相尋考之
一鷹請取次第三四のれいとをはくをはいるとは
にのれて家の秘るなり他のをふ傳為之
一鷹につるをしてはいたるをさをよむをくし

一大鷹ハ七月ヨリ七月ヲ過サルトリ生ル様ニ成テ
生ルサル
一犬ヲヤルコトヲ忘レンヽ様ニスル犬ハ香しくうつくし
くつくるとうけくゆくちうきれを毒をさき祝く
かるなると犬飼の出ヲハ珍の穴ほしふ赤草の花
くちふふをく草の袴よいとれをる様する様ふをわ
らるの用ヨ草様あてをれて
一将杖を梅木のを忘よまるを是そのへの用と
ほるをよ様切梅れ木を様むをさるふを
一陸奥れ清悪ハ出鷹の餌の示領を及く従教を

すくれなるをを鳥をかる沼事たををんる但春
をた女鳥る事よをる沼事ハ得ちる
一ひく芽の弱ふふをを麦様刈あてを芽ある
弱様ごろあくを屋へ入るなるまれを一まり弱
ふり
一鷹の名付る
鶉を萩よ様る　略を萩ふを
一ふ羽をを年れ内ふ羽けを春ふり様をの
ふを
一月ふ毛ふの羽ふは口得ちる

一河内国於井伊殿政頼十代の譜中肝要を抜
書ふる者也五巻を代々伝つの所の行事の後
康應元年十月廿八日　孫系基親
持明院殿伝来本云
以朱校者持明院殿　寛政乙卯夏日一校
花押也　貞幹

以下跋文持明院殿本无
件一巻近曽應或人覓記之者也
永仁元年孟夏仲旬　左中將基盛花押
代見院殿御筆之

天明七年歳次丁未好日伝写
左京　藤貞幹　印

基盛　持明院家　中務大輔基頼朝臣七世　後家卿三男
左中将正四位下
母隠岐守行頼女

甚感记